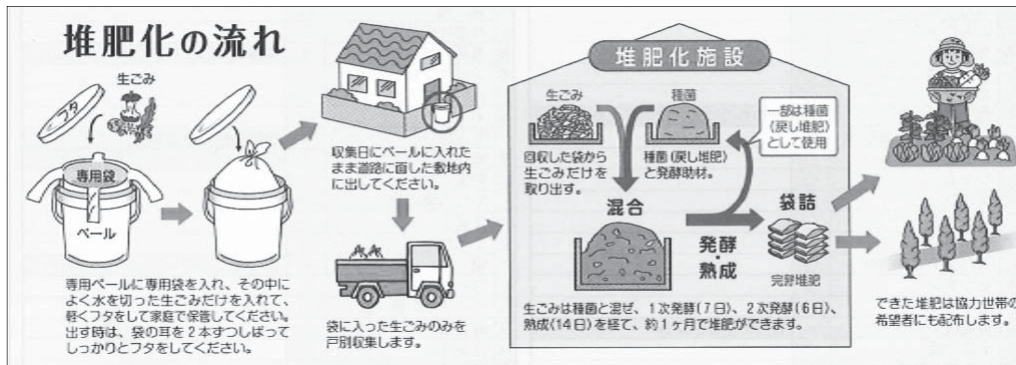


環境・暮らし
生ごみの堆肥化事業に参加しませんか
 問 谷和原庁舎生活環境課
 ☎ 58・2111 (内線3304)

市では、家庭から排出される可燃ごみの減量化と再資源化を図るため、生ごみ堆肥化事業に参加していただける世帯を募集しています。



この事業では、皆さんのご家庭から排出される生ごみを、専用の回収容器を使って、週2回戸別回収し処理施設で堆肥化しています。

この事業に参加してみたい世帯の方は、対象地区をご確認の上、生活環境課に電話で申し込んでください。ご不明な点があれば、お問い合わせください。

申し込み方法

右下の表にある対象地区は、すでに戸別回収を開始していますので、随時申し込みを受け付けています。対象地区以外の方の相談も承ります。

実施方法

- 回収容器(初回のみ)、生ごみ専用袋が常総環境センターから無料で配布されます。
- 回収容器に専用袋をセットして生ごみを入れます。
- 回収は週2回です。回収日の午前8時30分までに、回収容器を自宅前に出してください。

※生ごみを通常の家庭ごみとして出す場合は、市指定の可燃ごみ袋で、指定日に集積所に出してください。

堆肥の提供

○申し込みにより無料で提供さ

戸別回収の対象地区	
みらい平地区	陽光台・紫峰ヶ丘・富士見ヶ丘
小絹地区	細代・寺畑・小絹・筒戸・西ノ台・西ノ台南・絹の台・アミティ桜公園
小張/豊地区	小張 / 青木・長渡呂・弥柳
谷井田地区	上平柳・中平柳・下平柳・谷井田・山谷
板橋/三島地区	板橋・伊奈東・南太田・平和台・狸穴 / 山王新田・神住新田

世帯が対象です。

- 申込者が直接、堆肥化施設(守谷市野木崎)へ取りに行ってください。

- 堆肥は、年1回、5^キ(1世帯あたり)提供されます。

環境・暮らし
ごみ集積所の適正な管理をお願いします
 問 谷和原庁舎生活環境課
 ☎ 58・2111 (内線3304)

ごみ集積所は、利用する皆さんで清掃、修繕、改良などの維持管理を行っていただいています。集積所が汚れると、集積所を管理する方の手間が増えたり、悪臭やごみの散乱で、集積所周辺のご家庭に多大な迷惑をかけることとなります。ごみ集積所を利用する一人ひとりがルールを守り、集積所を清潔に保つようご協力をお願いします。

ごみの分別については、「家庭ごみ分別の手引き」を参考に、当該ごみ収集日の朝8時までに集積所へ出してください。ご不明な点については、生活環境課までご連絡をお願いします。

環境・暮らし
土地の適正な管理をお願いします
 問 谷和原庁舎建設課
 ☎ 58・2111 (内線5205)

樹木は早めに剪定を

道路に接する民地で管理している樹木や生垣が、枝葉を落としたり、道路上に伸び出ていることがあります。車両や歩行者の通行の妨げとなり、思わぬ事故を引き起こす原因になります。これらが原因で事故が発生した場合、樹木の所有者が責任を問われることがあります。

このような状況が見られる樹木所有者の皆さんは、事故を未然に防ぎ、安全に道路を利用できるように、早めの剪定・伐採・除草をお願いします。

土砂の流出にも注意

また、大雨により、畑や荒地などの民地から道路に土砂が流出している場合があります。土砂が道路に流出すると、側溝をつまらせたり、道路幅員の減少を引き起こすなど、通行の支障となります。土地所有者や管理者の皆さんは、適正な管理をお願いします。

作業上の注意事項

- 電線や電話線がある箇所の作業は危険が伴います。事前に最寄りの東京電力やNTTに確認してください。
- 通行車両や歩行者の安全確保と、樹木からの転落防止などに十分ご注意ください。

【連絡先】

- 東京電力・茨城カスターセンター(停電・設備に関するお問い合わせ) ☎0120・995・007
- NTT東日本 ☎113(局番なし)
- ※携帯電話・PHS・NTT東日本以外の固定電話からの場合 ☎0120・444・113